

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20130321 製局第 13 号
平成 2 5 年 4 月 1 日

北海道経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

自転車競技法第 1 条の規定に基づく指定市町村の法人格変更及び市町村
合併に伴う競輪の施行権の効力について

上記の件については、従来より貴局からの指導を依頼しておりますが、今後も引き
続き、貴局管内の各関係者を指導願います。

なお、平成 1 5 年 4 月 1 日付け平成 1 5 ・ 0 3 ・ 1 9 製局第 3 8 号「自転車競技法
第 1 条の規定に基づく指定市町村の法人格変更及び市町村合併に伴う競輪の施行権の
効力について」は、廃止します。

記

1. 指定市町村の法人格の変更について

自転車競技法第 1 条の規定に基づき、総務大臣が指定した市町村の法人格に変更
(例えば町村を市とし若しくは市を町村とする処分又は村を町とし若しくは町を村と
する)があり、なお引き続き競輪施行の希望ある場合は、改めて総務大臣より指定を
受けなければならないので、貴局管内に該当するものがあつたときは、直ちに総務大
臣宛てに指定市町村申請書を提出し、指定を受けること。

また、速やかに貴局経由の上、当省宛てに報告書を提出すること。

2. 市町村合併に伴う競輪の施行権の効力について

施行市町村が合併等を行った場合の施行権の効力に関する取扱いについては、引き
続き別添のとおりとすること。

「別添」

市町村合併に伴う競馬、競輪及び競艇の施行権の効力について

昭和29年7月20日 自丙理発第75号
自治庁財政部長名 重工業局長宛

競馬、競輪及び競艇の施行市町村が合併等を行なった場合の施行権の効力に関する取扱を別紙の通り定めたので、連絡いたします。

「別紙」

市町村の合併等に伴う競馬、競輪及び競艇の施行権について

昭和29年7月20日 自乙理発第60号
自治庁次長名 各都道府県知事宛

競馬、競輪及び競艇の施行者指定市町村が合併等を行ないその人格が消滅した場合における施行権の効力に関しては、今後左記により取扱うことといたしたいので、右了知の上管下市町村の指導に遺憾なきようせられたい。

記

- 1 指定市町村がその行政区域を分割することなく包括して他の市町村と合併を行なった場合、又は新市町村を設置した場合においては、施行権は別段の措置をとることなく当然にその新に属することとなつた市町村に帰属するものであること。
- 2 指定市町村がその行政区域を分割して合併を行なった為消滅した場合（いわゆる分割合併）においては、施行権はその効力を消滅するものであること。従つて、新市町村が競馬、競輪及び競艇を施行しようとするときは、新に施行指定の許可を要するものであること。